沖縄市大規模下水道管路特別重点調査業務委託

（空洞調査）

公募型プロポーザル実施要領

令和８年10月

沖縄市上下水道局上下水道部下水道課

沖縄市大規模下水道管路特別重点調査業務委託（空洞調査）
に係る公募型プロポーザル実施要領

１．業務概要

(1) 業務名

沖縄市大規模下水道管路特別重点調査業務委託（空洞調査）

(2) 目的

本委託業務（以下、「業務」という。）は、「沖縄市大規模下水道管路特別重点調査業務委託」にて、緊急度Ⅰと判定された箇所を対象に路面下空洞調査を実施し、路面下の空洞状況を把握することを目的とする。

(3) 業務期間

契約日翌日から令和９年２月 26 日

契約上限金額：9,724,000 円（消費税含む）

２．参加資格

（参加資格共通要件）

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 手続き開始の公告から受注候補者を決定し通知する日までの間に、本市の競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく、更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく、再生手続開始の申立てをしていない者であること。

(4) 経営状況が著しく不健全であると沖縄市上下水道事業管理者が認める者に該当しない者であること（公告日の３ヶ月前から契約締結日までの間に不渡り等を生じていない者。前号に該当する者を除く。）

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると沖縄市上下水道事業管理者が認める者に該当しない者であること。

(6) 沖縄市の令和７・８年度入札参加資格登録名簿に登録している者。

(7) 沖縄市内に本店がある者であること。

４．配置予定技術者の経歴等

審査の対象となる配置予定技術者は、管理技術者、担当技術者とし、資格、経歴について次のとおり作成すること。

(1) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門「建設-土質及び基礎」）、技術士（建設部門「土質及び基礎」）、１級土木施工管理技士又は２級土木施工管理技士の資格を有する者とする。

(2) 管理技術者、担当技術者は兼務することを認めない。

(3) 配置予定技術者の業務経歴は、令和３年度から提案書類等提出期限までに完了した、同種または類似業務を対象とする。

(4) 本業務の同種業務とは、次に示すいずれかの業務とする。

・同種業務： 路面下空洞調査業務を実施した実績

・類似業務： 地下空洞調査業務等を実施した実績

※不発弾調査業務は除く

５．日程

(1) 公募期間	令和８年 10 月 19 日（月）～令和８年 11 月９日（月）
(2) 質問書の受付期間	令和８年 10 月 28 日（水）※正午まで
(3) 質問書に対する回答	令和８年 10 月 30 日（金）※予定
(4) 参加申し込み・企画提案書類の受付	令和８年 11 月９日（月）正午まで
(5) 一次審査結果の通知	令和８年 11 月 11 日（水）※予定
(6) 二次審査結果の通知	令和８年 11 月 25 日（水）※予定
(7) 契約締結	令和８年 11 月下旬

※業務（議会等）や台風などの都合により日時を変更する場合は、改めて連絡を行う

６．参加申請書及び企画提案書の提出について

(1) 参加申請書　　原本１部、副本１部

- 様式第２号　　公募型プロポーザル参加申込書
- 様式第３号　　会社概要
- 様式第４号　　業務実績調書
- 様式第５―１号　管理技術者の経歴及び実績等調書
- 様式第５―２号　担当技術者の経歴及び実績等調書
- 様式第６号　　参加資格要件回答書
- 業務参考見積（Ａ４用紙、書式自由）
- 国税納税証明書
- 滞納のない証明書等（所在の市区町村、企業体で応募の場合は構成員すべて提出）
- 会社のパンフレット等があれば提出

(2) 企画提案書（任意様式、A3 用紙２枚程度）原本１部、副本５部

別添の仕様書に基づき、「実施方針」「実施フロー」「工程表等」の内容を整理すること。

また、下記の事項をテーマに提案内容をまとめること。

・老朽化対策及び道路陥没の予防保全について（調査・解析、過年度成果物の検証）

７．参加申請書及び企画提案書の提出方法

(1) 提出方法：持参又は郵送（提出期限内必着）

※ 郵送で提出する場合は、配達されたことを証明できる方法とする。

(2) 提出先：沖縄市上下水道局上下水道部下水道課　（担当：嶋田、山田、宮平）

〒904-2196 沖縄県沖縄市美里５丁目 28 番１号　TEL　098-921-3125

(3) 提出期限

参加申込書および企画提案書：令和８年 11 月９日（月）正午まで（必着）

８．質問書の受付及び回答

プロポーザルの実施内容及び提案書類の作成等に関する質問は、下記を参照すること。

(1) 提出方法：質問書（様式第１号）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールで提出すること。
電子メール以外の方法で提出された質問には、原則として回答しない。

(2) 回答方法：市公式ホームページに掲載
類似する質問に関しては併せて回答する場合もある。

(3) 提出先： gesuia66@city.okinawa.lg.jp
沖縄市上下水道局上下水道部下水道課　（担当：嶋田、山田、宮平）

９．審査概要

プロポーザルの審査は、本業務に関する評価委員会によって厳正に審査するものとし、審査方法は次のとおりとする。

(1) 第１次審査（書類審査）
提出された提案書類を下記（４）で示す審査基準及び配点に基づいて事務局で審査を行う。応募者多数の場合は、上位３者程度を選考するものとする。なお、事務局は上下水道部下水道課とする。

(2) 第２次審査（企画提案書による書類審査）
第１次審査により選考された者に対し、提出された企画提案書について下記（４）で示す審査基準及び配点に基づいて審査し、第２次審査の点数により、最も優れている提案者を選定する。

(3) 審査結果の通知
①第１次審査：審査結果は、書面により通知
②第２次審査：審査結果は、書面により通知
※なお、第１・２次審査の結果に対する異議は受け付けない

(4) 審査基準及び配点
選定に係る評価項目等は次のとおりとする。
①1 次審査（書類審査）

評価項目		判断基準	評点
参加表明者の経歴及び能力	参加資格者 【欠格要件】	入札参加資格者名簿登録の有無について確認	10
	業務実績	令和３年度以降に完了した同種・類似業務の実績について評価	20
	管内常駐技術者	管理または担当技術者の常駐先について評価（市内）	5
管理技術者の経験及び能力	技術者資格等	管理技術者が保有する資格について評価	25
	業務実績	令和３年度以降に完了した同種・類似業務の実績について評価	20

評価項目		判断基準	評点
		上記業務実績に従事した立場を評価	5
担当技術者の経験及び能力	業務実績	令和３年度以降に完了した同種・類似業務の実績について評価	15
		合計	100

②2 次審査　（企画提案書による最終審査）

評価項目		判断基準	評点
参加表明者の地理的等条件	業務実績	令和３年度以降に完了した同種・類似業務の実績について評価。	4
	管内常駐技術者	管理または担当技術者の常駐先について評価（市内）	4
配置予定管理技術者の経験及び能力	技術者資格等	管理技術者が保有する資格について評価	10
	業務実績	令和３年度以降に完了した同種・類似業務の実績について評価	6
		上記業務実績に従事した立場を評価	4
	地域精通度	令和３年度以降の沖縄市内における業務実績について評価する。	2
		小計	30
実施方針 実施フロー 工程管理	業務理解度	目的、条件、内容の理解度について評価	10
	実施手順	業務実施フローの妥当性について評価	10
		業務量に対する工程計画の妥当性について評価	10
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘等について評価	10
		地域の実情を把握、業務の円滑な実施等について評価	10
		小計	50
評価テーマ	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性について評価	5
		着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理、本業務を遂行する有効性について評価	5

評価項目		判断基準	評点
	実現性①	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	5
	実現性②	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	5
小計			20
合計			100

(5) 判定および契約候補者の選定

判定は、評価委員会において審査する第２次審査の評価点により行い、評価点がもっとも高い提案者（以下、「最優秀提案者　」という。）を契約候補者として選定する。ただし、評価点が 60%以上でなければ最優秀提案者として選定しないものとする。なお、最優秀提案者が複数いる場合、評価委員会において協議して選定するものとする。

(6) 提案が１者のみの場合における選定方法

提案が１者のみの場合においても、上記に示す審査と同様の選定方法とする。

10. 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 参加資格を満たさないもの

(2) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

(3) 企画提案書等に記載すべき事項に不備や違法行為等の内容が記載されているもの

(4) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの

(5) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たもの

11. 契約に関する事項

(1) 契約候補者の特定

沖縄市上下水道局は、評価委員会が選定した者を、本業務請負契約に係る随意契約の候補者として特定する。

ただし、下記のいずれかに該当し、特定した候補者と契約が締結できない場合には、次点者を候補者として再特定する。

①候補者が、地方自治法施行令第 167 条の４第１項、または、第２項に規定する者に該当することとなったとき

②候補者が、沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領の規定による参加停止の措置を受けることとなったとき

③候補者の見積徴収の結果、契約締結ができなかったとき

④候補者が本契約の締結を辞退したとき

⑤その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能になったとき

(2) 契約内容及び実施条件

本業務の契約内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重し協議を行い進めていくものとする。本業務の実施体制に記載した配置予定技術者については、特別の理由により市がやむ

を得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。変更することとなった場合は、同等以上の資格と実績を有する者を配置することとする。

12. その他の留意事項

(1) 評価委員の役職・氏名に関する質問、他の参加者に関する質問には、応じないものとする。

(2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

(3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(4) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。

(5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。

(6) 沖縄市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

(7) 契約候補者の選定にあたっては、提案された内容等を総合的に評価し決定するものとする。本業務を実施するにあたっては、発注者と協議のうえ進めていくものとし、提案された内容のすべてを実施することを保証するものではない。

(8) 検討すべき事項が発生した場合は、発注者と別途協議を行うものとする。

(9) 提案書類等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。